

サービスご利用・施設利用規程 親権者同意書

本規程は、株式会社デンタルラボが運営管理する各施設（以下、各施設を総称して「本施設」といいます。）及び提供するサービス（以下、「本サービス」といいます）の利用に関して定めるものです。

第1条（運営会社）

本施設の運営管理会社は株式会社デンタルラボ（以下「会社」といいます。）にあたります。

第2条（目的）

本施設はスペース及びマシンを含む美容用品時間貸事業とします。

第3条（会員）

- 1 会社が本施設の利用を承認した方を会員といいます。会員の種類は、「月額制コース」と「年額制コース」がございます。曜日や時間帯などの条件により、会費が異なりますので、詳細は当社ホームページ等でご確認下さい。なお会員の種類の廃止、利用条件の変更については会社の判断により、変更することがございます。
- 2 本施設の会員資格は、本人に限り認められるものであり、会社の事前の許可なく、第三者（親族を含みます）に利用させるほか、譲渡ないし貸与することはできません（これらの行為を以下、「不正使用」といいます。）
- 3 本施設の会員が、他の会員や本施設従業員その他第三者に対し、局部の露出、意図的な身体的接触、その他のわいせつな言動を行った場合には、即座に本施設の利用を中止しご退店いただくとともに、以後の利用を禁止させていただきます。また、局部の露出等の問題行動が行われた場合、警察へ通報等を行うこともございます。
- 4 会員は、会社が、前項より、本施設の利用中止及び以後のご利用の禁止等の措置をとった場合であっても、入会金および会費の返金の請求はできないものとします。

第4条（入会資格）

本施設の会員は、次の各号全部に適合する方に限ります。ただし、会社は、次の各号の事由によらず、入会に適さないと判断した方が会員となることを拒むことができます。

- （1）本施設の目的と趣旨に賛同し本規定、その他会社の定める規則を遵守できる方
- （2）健康状態に異常がなく、医師からサロンを禁止されていない方
- （3）成年被後見人、被保佐人または被補助人ではない方
- （4）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではない方
- （5）20才未満の場合、入会に際し保護者の同意を会社所定の書類にて得た方。この場合保護者は本規程に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- （6）過去に会員から除名となっていない方、過去に会員として在籍していた際の会費及び諸料金を滞納していない方

第5条（入会手続き）

入会手続きについては以下の通りとします。

- （1）本施設の利用を希望される方は、WEB申し込み時にWEB上で所要事項を入力し、会社所定資料を提出して入会申込手続きを行い、会社が定める入会金および、1ヶ月分の会費（初回決済日から30日間有効）、及び事務手数料を納入していただきます。
- （2）会員資格は、前号に定める事項の全部を完了し、会社の審査を経て、会社の承認を得られたときに発生します。

第6条（入会金）

入会金は2万円とします。また、一旦支払われた入会金は理由の如何に関わらず返金いたしかねます。但し、入会申込に際し行う会員資格審査のうえお断りした場合は、返金いたします。

第7条（会費）

- 1 会費は会社が別に定める額とし、会員は会社が定める方式により会費をお支払いいただきます。なお、会員制ですのでご利用のない月も会費のお支払いは必要になります。
- 2 クレジットカード決済（ソフトバンクペイメント）の場合「利用開始日の翌月同日」（以下、「決済日」といいます）に請求が確定し、自動決済されます。

第8条（会費の返金）

一旦支払われた会費は、理由の如何（本規程第32条1項各号による場合も含みます）に関わらず返金いたしかねます。

第9条（利用資格）

次の各号に該当する方は本施設を利用できません。

- （1）刃物等の危険物を所持している方
- （2）飲酒や体調不良等により、正常な施設利用が難しいと当社が判断した方
- （3）その他第4条の各号に抵触するまたは抵触するおそれがあると当社が判断した方

第10条（会員証）

- （1）会社は会員に対し、会員資格を証するため、会員証アプリもしくは会員証（紙製）を交付します。
- （2）前項により会員証を交付された会員は、本施設入場の際して会員証を持参して提示するものとします。
- （3）会員が、前回の決済日から次回決済日までに1度も来店されなかった場合、その都度、「勝手に割引クーポン配布システム」が発動し、自動的に（株式会社デンタルラボのECサイトで使用できる）クーポンが会員証に付与されます。付与されるポイントは下記の通りです。

記

- ・月額制コースの会員・・・1,000ポイント／1,000円分相当
- ・年額制コースの会員・・・10,000ポイント／10,000円分相当

以上

（4）前項において、システムの不具合等で「勝手に割引クーポン配布システム」が発動しなかった場合、ご来店いただき、次回の決済日までにスタッフにお申し出いただくことで、次々回の決済日までに会員証にポイントを反映されさせることができます。また、「勝手に割引クーポン配布システム」が発動しなかった場合、当社から通知をすることができない為、会員は、自己の責任の下に、ポイントの反映状況を確認するものとします。

第11条（更新）

会員（月額制コース、年額制コース共通）が、次回決済日の10日前までに、店頭で所定の退会手続きを行っていただけない場合は、同一条件にて会員資格を自動更新とさせていただきます。なお、会員資格の更新にあたり、会社が定める更新料を納入していただきます。

（例）次回決済日1月15日までに退会を希望される場合

1月5日までに身分証を持参の上、店頭で所定の手続きを行っていただきますと、次回決済キャンセル処理をいたしますので、更新はされず（12月15日の決済を最後に）1月15日で期間満了による退会とな

ります。

第13条（施設利用）

- 1 会員は事前に予約をすれば、その種類に応じ本施設を利用できます。利用範囲については細則に定めます。
- 2 会社は本施設を予約制とし、利用時間を制限することができます。
- 3 ご予約のお時間から遅刻された場合、遅刻した分だけ利用時間が短くなります。また、無断キャンセルされた場合は来店したものとみなし来店処理させていただき、ペナルティとして、3日間予約を取ることができなくなります。
- 4 事前に予約をし、店舗で受付されたらすぐ、ご使用を希望されるマシンのあるお部屋をお取りください。受付後お部屋をお取りいただけない場合は10分後に自動キャンセルとなります。
- 5 待ち時間が発生しているお部屋をご選択されたときで、お部屋が空いてから10分経過しても、お部屋を選択した会員が戻れない場合は自動キャンセルとなります。その場合、ご使用を希望されるマシンのあるお部屋をお取りいただくところからやり直していただくこととなり、そのお部屋に待ち時間が発生している場合、その待ち時間分、再度お待ちいただきます。
- 6 会社は施設利用の円滑化を図るため、本施設の利用時間・利用回数・利用人数を制限することができます。
- 7 会社は、下記の事由により本施設の利用を制限することができます。
 - (1) 施設の改修、点検を行うとき
 - (2) 会社の主催する特別行事を開催するとき
- 8 会員は、第25条に定める休業日においては、本施設の利用はできません。
- 9 会社は、本施設の防犯管理上、モニターを設置させていただいております。

第14条（会員資格の譲渡及び名義変更）

会員の資格は、会社が承認した場合を除き、会員資格を第三者に譲渡または名義変更すること、並びに担保の差入等の処分をすることはできません。

第15条（会員資格の喪失）

- 1 会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。
 - (1) 退会したとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 第4条に定める会員資格に適合しなくなったとき
 - (4) 第16条により除名されたとき
- 2 会員資格の喪失時期は、前項第2号、第3号及び第4号については会員が該当したその時、前項第1号については、第17条に記載する退会時期となります。

第16条（除名）

- 1 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は会員を除名できます。
 - (1) 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
 - (2) 本規定、細則その他会社の定める規則に違反したとき
 - (3) 本施設又は、会社の名誉又は信用が傷つけられたとき
 - (4) 他の会員との協調を欠き、その他の設備の管理運営の秩序を乱したとき
 - (5) 本施設の設備等を故意に損壊したとき
 - (6) 会費その他諸支払いを滞納し、支払いの督促に応じないとき
 - (7) 入会後に第4条、第9条に適合しない事由が判明したとき
 - (8) その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき
 - (9) 本施設内での営業活動及び販売行為が認められたとき
 - (10) 本施設の利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどして会社・従業員を著しく

困惑させたとき

- (1 1) 天災・地震その他不可抗力の事態が発生したとき
 - (1 2) 気象・災害・警報・注意報・緊急事態宣言等により、安全に営業を行うことができないと会社が判断したとき。
 - (1 3) 著しい社会・経済情勢の変化があったとき
 - (1 4) 法令に基づく点検・改善及び必要な施設改修などがある場合
 - (1 5) 会社が本施設の運営上必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき
 - (1 6) 会員資格の不正使用ないしこれに準じる行為が行われるおそれがある行為が認められると会社が判断したとき。
- 2 前項により除名されたとき、会員は、会社に対し、損害賠償その他何らかの請求を行うことはできません。なお、会費の返金に関しては、第8条を準用します。

s

第17条 (退会)

- 1 会員 (月額制コース、年額制コース共通) が退会する場合、次回決済日の10日以上前に手続きする必要があります。 次回決済日よりさかのぼって10日以上前に、身分証をご持参のうえ店舗へご来店いただき、店頭で所定の手続きを経れば、次回決済の取り消し処理を行い、次回決済予定日の前日をもって、退会完了となります。
(例) 次回決済日6月21日までに退会を希望される場合
6月11日までに身分証をご持参の上、店頭で所定の手続きをおこなっていただきますと、次回決済キャンセル処理を行いますので、(5月21日の決済を最後に) 6月20日をもって退会となります。
- 2 会員が退会するにあたり、滞納している会費等がある場合は残金に加え、延滞月1カ月または延滞しているオプション・商品1点につき、3,000円(税別)の解約事務手数料を直ちにお支払いいただきます。 会員は退会後も支払義務を負うものとします。
- 3 入会日やプラン変更手続きをした日は、どのような場合でも退会手続きが出来ません。
- 4 月額制コースの会員が入会日から3か月以内に解約した場合は、退会事務手数料として20,000円の違約金をお支払いいただきます。 なお、入会日から4か月以降の解約につきましては、3,000円の解約事務手数料をお支払いいただきます。
- 5 年額制コースの会員が入会日から1年以内に解約した場合は、退会事務手数料として20,000円の違約金をお支払いいただきます。 また、年額料金の返金はいかなる場合も対応いたしかねます。 なお、入会日から1年以降の解約につきましては、3,000円の解約事務手数料をお支払いいただきます。

第18条 (会費の滞納)

会員は、会社に対し、入会金、会費、その他諸費用について各期日までの支払を怠った場合には、1件あたり3,000円(税別)の手数料をお支払いいただきます。

第19条 (ビジター)

会社は施設に余裕がある場合、会社の事前の承認を得た上で、会員の同伴もしくは紹介により、会員以外の方(以下ビジターといいます)に本施設を利用させることができます。ビジターの利用料に関しては別途定めます。

第20条 (プラン変更)

店頭での所定の手続きを経て即日プラン変更が可能です。なお、変更手続き時、前回のプランの次回決済をストップさせる事務手数料として、1件あたり3,000円(税別)の変更手数料をお支払いいただきます。

第21条 (休会)

- 1 会員（月額制コース、年額制コース共通）が休会する場合は、現行のプラン満了日 10 日前までに店頭で所定の手続きをすることによって、休会手続き月の翌々月にコースが満了し、その翌月から休会できます。
（例）次回決済 1 月 31 日までに休会されたい場合
1 月 21 日までに身分証をご持参のうえ、店頭で所定の手続きをおこなっていただきますと、1 月 31 日以降は休会となります。
- 2 休会する場合、休会期間中は休会費として、「月額制コース」の会員は毎月 1, 0 0 0 円（税別）、「年額制コース」の会員は毎年 1 0, 0 0 0 円（税別）が登録されている決済情報から引き落としとなります。なお、ご来店いただき退会手続きをされない場合は、自動更新となります。

第 2 2 条（復会）

- 1 身分証をご持参のうえ、店頭で所定の手続きを経て前条の休会費を、前回決済日を最後にお止めします。その後、新規申込について、その場で決済いただくことで、ご来店当日からサービスを再開することができます。なお、ご来店日を基点として、翌月から毎月、会費をお支払いいただきます。
- 2 前項の場合、変更手続き時に、事務手数料として、1 件あたり 3, 0 0 0 円（税別）の変更手数料をお支払いいただきます。

第 2 3 条（運営管理）

本施設は次の各号に基づき、運営管理を行います。

- (1) 本施設の運営管理は会社の責任において行います。
- (2) 会社は本施設の利用等、運営管理に関する規則を定め、かつこれを必要に応じ変更することができます。

第 2 4 条（諸規則遵守）

- 1 会員及びビジターは本施設の利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本規程、細則ならびに会社が別に定める規則に従うものとします。
- 2 会員及びビジターは、本施設の提供するマシンの使用にあたり、それぞれ会社が規定する使用上の注意事項を遵守するとともに、使用に伴うトラブルその他の事故並びに混雑時による利用遅延等に関し、会社に対し、損害賠償その他何らの請求を行わないことを誓約するものとします。

第 2 5 条（休業日）

毎月各施設の定める日、年末年始、夏季休業、設備点検、修理、施設の改装、並びに会社が別途定める日を休業日とします。

第 2 6 条（営業時間）

各施設の定める営業時間とします。

第 2 7 条（会社の免責）

会員は、本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、会社は本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故については、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 2 8 条（会員の責任）

会員が本施設の利用に関して、会社、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その賠償をしていただきます。また、会員が同伴もしくは紹介したビジターについては、同伴した会員が連帯して責を負うものとします。

第29条（違約金及び損害賠償）

会社は、会員ないし第三者による不正使用を確認した場合には、当該会員及び第三者に対し違約金として不正使用1回につき金30,000円の損害賠償を請求いたします。なお、違約金を超える損害（直接損害、間接損害のほか、弁護士費用及び調査費用等を含みます）が生じた場合には、会社は、当該会員及び第三者に対し、別途損害賠償を請求することを妨げられません。

第30条（諸料金の変更）

- 1 会社は、入会金、会費、利用料等を、社会、経済情勢の変動を勘案して改定することができます。
- 2 会社は、会員への事前の告知をすることなく、入会金・会費・利用料を改定することができます。

第31条（変更届）

会員は、氏名・住所・連絡先などに入会申込書の記載事項に変更があった場合には速やかに会社に変更届を提出するものとします。

第32条（閉鎖又は利用制限）

- 1 会社は、次の各号により本施設の営業が不可能または著しく困難になった場合、本施設を全部又は一部を閉鎖し、又は本施設の利用を制限することができ、同時にすべての会員と契約を解除することができます。本施設の全部の閉鎖があらかじめ予定されている場合には、会員に対してその旨を可及的速やかに告知します。
 - （1）会社が重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税延滞処分、その他公権力の処分を受け、あるいは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立が行われたとき
 - （2）会社が解散あるいは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされたとき
 - （3）会社の主要な株主の変更、事業譲渡・合併・会社分割等の組織再編、その他会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき
 - （4）会社が自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき
 - （5）会社が監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
 - （6）震災等の災害、荒天、交通事情、緊急事態宣言等の不可抗力や官公庁からの指導、その他会社の責めに帰さない事由により利用中止を相当と会社が認めたとき
 - （7）前各号のほか、本施設の利用を継続しがたい事由が生じたとき
- 2 前項の場合、会員は、その他名目の如何を問わず、会社に対し、損害賠償責任等の異議申し立てをすることができません。また、本施設の利用を制限する場合には、可能な範囲で本施設を利用できる処置を講じます。

第33条（個人情報保護）

会社は、個人情報の取扱に関する個人情報保護ポリシーを策定し、遵守するとともに、会員の個人情報をより安全、適切に取り扱います。

第34条（細則等）

本規定に定めのない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めます。

第35条（規程の改正）

- 1 会社は必要に応じて本規程及び細則等の改正することができます。会員は本規程の改正が当然にすべての会員にその効力を及ぼすことを、あらかじめ承認するものとします。
- 2 会社は前項により規程等を改正するとき、改正の1か月前までに会員に告知します。
- 3 利用料金や各種手数料は、消費税率の変更に伴い税込価格が変動することがあります。

第36条（告知方法）

本規程における会員への告知方法は、本施設内への掲示と会社のホームページへの掲示とします。

第37条（マシン使用における禁止事項及び注意事項）

- 1 使用するマシンは次の通りです。
 - (1) ホワイトニング LED 照射マシン（美容用）
 - (2) 美容用口臭ケア LED 照射マシン（美容用）
 - (3) 美容用口臭測定機器（美容用）
 - (4) オゾン水生成器（美容用）
 - (5) 口腔内3Dオーラルスキャナー（美容用）
- 2 以下のいずれかに当てはまる方は使用しないでください。
 - (1) 顎関節症の方
 - (2) チタンアレルギーの方
 - (3) 光過敏症の方
 - (4) 歯または体内に異常を感じて、医師の診察を必要とされている方
 - (5) 痛覚・知覚障害を起こしている部位
- 3 以下のいずれかに当てはまる方は、必ず医師とのご相談の上、ご使用ください。
 - (1) 急性疾患
 - (2) チタンアレルギー以外のアレルギー疾患
 - (3) 37.4度以上の有熱性疾患
- 4 使用中に痛みや異常を感じた時は直ちに使用を中止ください。中止頂けない場合はご返金には応じかねますのでご了承ください。
- 5 使用中は口内に唾液が溜まりやすいので、終了時には衣類等を汚されませんよう、ご注意ください。
- 6 口腔内にある矯正装置（表側）には使用しないでください
- 7 本サービスは、本来のご自身の歯の色に近づけるためのものであり、医療機関におけるホワイトニングとは異なります。その為、効果のあらわれ方には個人差があり、本来の歯の白さ以上に白くなることはないことをあらかじめご了承ください。
- 8 以下の変色には効果がみられません。
 - (1) 差し歯、入れ歯、詰め物、被せ物における材質の経年劣化による変色、
 - (2) フッ素症の症状、歯のエナメル質、象牙質の変色
- 9 神経を抜いたことにより歯が変色している場合、遺伝により歯にもともと色素沈着がある場合、歯の形成期（0～8歳くらい）にテトラサイクリン系抗生物質を利用し副作用により永久歯に色素沈着がある場合は、白さが実感しにくくなります。
- 10 歯の構造により、汚れの落ち方に差異が生じ、白点や白線状のものが歯に浮かび上がるように見えることが極まれに発生いたします。
- 11 歯面の汚れが除去されることで、汚れで隠れていた本来の歯の変色が露呈することもございますが、本サービスによる変色ではないのでご了承ください。

- 1 2 LEDライトの光が目には直接入らないようにライトの位置を調整してください。
- 1 3 ご利用中に生じた人的・物的事故、および盗難・紛失については、故意または重大な過失がある場合、本サービスを利用する際に使用する製品に欠陥がある場合を除き、責任を負いかねます。本サービスではお客様に安心してご利用頂くため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入しております。
- 1 4 必ず指定しておりますジェルをご使用ください。
- 1 5 異常を感じた場合には使用を止め、スタッフにお声がけください。
- 1 6 使用上の注意を守らずに起こったマシンの故障によるトラブルなどの事故が発生した場合、当サロンの過失によらないものについては責任を負いかねます。
- 1 7 体調が優れない場合は、無理にマシンを使用しないでください。
- 1 8 時計や貴金属類はすべて外してマシンをご使用ください。
- 1 9 各機能は同時に使用しないでください。
- 2 0 マシンは各部屋にあるマニュアルや注意事項を必ずご覧いただき、使用時間や出力には十分注意し、使用方法に従ってご使用ください。
- 2 1 マシン使用中に携帯電話やiPad等電子機器その他の所持品の故障があった場合、当サロンの過失によらないものについては責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 2 2 マシン使用後は、ジェルをふき取るなど清潔な状態にしてください。
- 2 3 マシンを使用された日は極端な高温での入浴・サウナ・岩盤浴等身体に負担がかかる行為は避けてください。
- 2 4 コードは傷つけたり、破損や加工したり、無理に捻じ曲げたりしないでください。
- 2 5 店内でのお電話や話し声などは他のお客様のご迷惑になりますので、ご遠慮ください。
- 2 6 貴重品はお客様ご自身で管理してください。盗難・紛失等があった場合、当サロンは一切責任を負いません。

以上

私（法定代理人親権者）は、以上のサービスご利用・施設利用規程の内容を事前に確認し、下記の未成年者（契約者）の親権者として、未成年者（契約者）が貴社と本サービスに関する契約（商品購入を含む）を締結することについて、あらかじめ同意します。

未成年者（契約者）

※契約者ご本人様の署名が必要になります。

住所 _____

氏名 _____

法定代理人親権者（他に共同親権者がいる場合には、共同親権者の代表者として）

※法定代理人親権者様の署名が必要になります。

氏名 _____